

薬局機能情報 入力の留意点

	公開項目名	留意点		
1	施設の名称	薬局の名称。許可証と同じ表記		
2	施設フリガナ	全角カタカナ		
3	施設英字表記	半角英数字		
4	施設検索フリガナ	全角カタカナ		
5	施設開設者	薬局の開設者。薬局の開設者の氏名。許可証と同じ表記。		
6	施設管理者	薬局の管理者。薬局の管理者の氏名とする。許可申請書又は変更届書と同じ表記。		
7	郵便番号 市町村+地名 番地+マンション名など	薬局の所在地。許可証と同じ表記。薬局開設の許可証にビル名や部屋番号等が表記されていない場合であっても、付記することは差し支えない。		
8	住所フリガナ	薬局所在地のフリガナ。全角カタカナ。地番についてはフリガナ不要。		
9	住所英字表記	英語での表記は次の方法を基本とする。 記載順：フロア（部屋番号）、ビル名、地番 町名、区市町村名 記載方法：単語の1文字目は大文字で表記し、2文字目以降は小文字で表記する。 単語間は「,」でつなぐ。「Building」は「Bld.」と、「Floor」は「Fl.」と、「Room」は「Rm.」と略記可能である。		
10	案内用電話番号	通常の営業日の営業時間内において連絡が可能な電話番号。		
11	ファクシミリ番号	通常の営業日の営業時間内において連絡が可能なファクシミリ番号。		
12	診療科目、診療日時、 外来受付時間	新規ボタンより入力。 診療科目は「薬局」を選択。健康サポート薬局の届出を行っている場合は、「健康サポート薬局」を選択。 あとの（ ）には、年末年始等の特別な時期における休業日等、毎年必ず特別に休業する日があれば入力する。 例：祝祭日、12/31～1/3、旧盆(7/15)は休 診療日時に、営業日及び営業時間について、表の該当する曜日ごとに通常の営業時間（処方せん応需時間）を24時間表記で入力する。入力されていない曜日については、休業日とみなす。 例1：9時から18時まで営業している場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">午前</td> <td style="text-align: center;">9:00から</td> </tr> </table>	午前	9:00から
午前	9:00から			

		<table border="1"> <tr> <td>午後</td> <td>18:00</td> </tr> </table> <p>例2：例1の営業のうち、13:00～15:00は営業していない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>午前</td> <td>9:00から13:00</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>15:00から18:00</td> </tr> </table> <p>例3：第2水曜日が休みの場合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>9:00から（第2週は休）</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>18:00（第2週は休）</td> </tr> </table> <p>表示1, 2, 3は「午前」「午後」「夜間」をそれぞれ変更する場合に入力。 外来受付時間は、空欄とする。</p>	午後	18:00	午前	9:00から13:00	午後	15:00から18:00		水	午前	9:00から（第2週は休）	午後	18:00（第2週は休）
午後	18:00													
午前	9:00から13:00													
午後	15:00から18:00													
	水													
午前	9:00から（第2週は休）													
午後	18:00（第2週は休）													
13	開店時間外で相談できる時間	<p>開店時間外に電話等による相談対応が出来る場合はその時間を入力する。</p> <p>例：月～金 18:00～20:00</p>												
14	施設までの主な利用交通手段	<p>薬局までの利用交通手段のうち、主な手段を入力する。公共交通機関を利用する場合とし、最寄り駅・停留所の名称及び当該駅や停留所からの徒歩による所要時間等を含む。</p>												
15	施設の駐車場	<p>薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場がある場合には「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。「あり」の場合は、有料・無料の別を入力する。</p> <p>駐車場が「なし」の場合であって、最寄りに駐車場がある場合は、有料・無料の別が分かるように入力する。</p> <p>駐車台数は、患者等が駐車可能な普通乗用車の台数を記入する。</p>												
16	案内用ホームページアドレス	<p>薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレスを入力する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するURLは含まない。同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報が直接、閲覧できるURLを入力するよう配慮する。</p> <p>ホームページを開設していない場合は、空欄とする。</p>												
17	案内用電子メールアドレス	<p>患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとする。</p> <p>ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレスや、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれない。メールアドレスがない場合及びメールによる相談等の対応を行わない場合は空欄とする。</p>												
18	健康サポート薬局である	<p>「健康サポート薬局」に該当する場合は「あり」とし、該当しない場合は空欄とする。</p>												

	る旨の表示	い場合は「なし」又は空欄とする。なお、健康サポート薬局の表示を行う場合は、事前に健康サポート薬局である旨の届出を行う必要がある。
19	相談に対する対応の可否	処方せん応需義務として行う場合の他、服薬、介護、育児、生活習慣病、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等の相談対応化可能な場合は「あり」とし、対応不可の場合は「なし」とする。
20	相談員の人数	半角数字を入力。
21	薬剤師不在時間の有無	薬局開設許可申請時又は変更届において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
22	対応することができる外国語の種類	該当項目を選択。（複数選択の場合はCtrl+クリックにて選択）いずれの外国語にも対応できない場合は、空欄とする。
23	障害者に対する対応	該当項目を選択。
24	車椅子利用者に対する対応	該当項目を選択。
25	受動喫煙を防止するための措置	該当項目を選択。
26	医療保険の取扱い	取り扱う保険名を入力。 例：健康保険、国民健康保険、共済組合
27	公費負担の取扱い	取り扱う公費負担名を入力。 例：結核医療、原爆医療、労災医療
28	クレジットカードによる料金の支払いの可否	該当項目を選択。
29	認定薬剤師の種類及び人数(薬)	認定薬剤師とは、中立的かつ公共性のある団体（公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等）により認証を受けた制度、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。人数は、認定薬剤師の種類の数に（ 名）と入力する。 なお、公的な機関から任命されていても、保護司、麻薬乱用防止指導員等は認定薬剤師とは見なさない。
30	健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数	健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤を問わない。）を半角数字で入力。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。
31	無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を社会保険事務局に届け出ている場合は「可」とし、それ以外の場合は「不可」とする。
32	一包化薬に係る調剤の	一包化調剤が可能な場合は「可」とする。それ以外の場合は、原

	実施の可否	則「不可」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する 場合においては「可」と入力して差し支えない。
33	麻薬に係る調剤の実施 の可否	麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」とし、 それ以外の場合は「不可」とする。
34	浸煎せん薬及び湯薬に 係る調剤の実施の可否	生薬（漢方を含む。）の浸煎薬及び湯薬を調剤することができる 場合に「可」とし、それ以外の場合は「不可」とする。
35	薬局製剤実施の可否	薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の製造販売業許可を取得し、かつ、 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する 医薬品の有効成分の一部を改正する件について」（平成27年3月 31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知）別紙1 の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」 とし、それ以外の場合（別紙2の品目についての製造販売の届出 を行っている場合を含む。）は「不可」とする。
36	医療を受ける者の居宅 等において行う調剤業 務の実施の可否	医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処 方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導 を行う旨を社会保険事務局に届出を行っている場合に「可」とし、 それ以外の場合は「不可」とする。
37	薬剤服用歴管理の実施 の有無	薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「あ り」とし、それ以外の場合は「なし」とする。なお、薬歴の管理 方法については、電子化の有無を問わない。
38	電磁的記録による薬剤 服用歴管理の実施の有 無	薬歴の管理について電子化を実施している場合は「あり」とし、 それ以外の場合は「なし」とする。
39	薬剤情報を記載するた めの手帳の交付の可否	調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服 用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」） の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、そ れ以外の場合は「不可」とする。
40	薬剤情報を電磁的記録 により記載するための 手帳を所持する者の対 応の可否	「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11 月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務 課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する 体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべ き事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」 とし、それ以外の場合は「不可」とする。
41	プレアボイド事例の把 握・収集に関する取組 の有無	薬局における副作用等の健康被害の回避症例等を収集し、当該情 報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組を行っている場 合は「あり」とし、それ以外は「なし」とする。 薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加

		薬局」として登録を行い、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「あり」としてよい。
42	プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無	PBPMとは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することで薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「あり」とし、それ以外は「なし」とする。
43	地域医療情報ネットワークへの参加の有無	薬局が所在する地域に地域医療情報ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
44	退院時の情報を共有する体制の有無	医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
45	受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
46	地域住民への啓発活動への参加の有無	啓発活動への有無については、地域住民に対して、地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動に参加等している場合については「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
47	施設の人員配置 医療従事者の人数	薬局の薬剤師数を入力。その他の従事者（医師等）は空欄とする。
48	副作用等に係る報告の実施件数	報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。
49	医療安全対策に係る事業への参加の有無	薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。
50	情報開示に関する窓口の有無又は体制の有無	調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに基づいて情報開示する場合には「可」とし、それ以外の場合は「不

		可」とする。
51	症例を検討するための 会議等の開催の有無	薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守（コンプライアンス） の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とし た検討を定期的に行っている場合は「あり」とし、それ以外の 場合は「なし」とする。 なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1か月に1回程度とする。
52	処方せんを応需した者 の数	前年（1月1日から12月31日まで。年の途中で開局した場合は、 開局時から12月31日まで。）に処方せんを応需した延べ処方せん 数の実数を入力する。
53	医療を受ける者の居宅 等において行う調剤業 務の実施件数	在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の 前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施 した延べ件数を実数で入力する。
54	健康サポート薬局に係 る研修を修了した薬剤 師が地域ケア会議その 他地域包括ケアシステ ムの構築のための会議 に参加した回数	報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了し た薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加 した回数を実数で入力する。 また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数 は含まない。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤 師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。
55	患者の服薬状況等を医 療機関に提供した回数	報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の 求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合におい て、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供 料に係る情報提供書等の文書により医療機関（医師）に提供した 回数を実数で入力する。なお、服薬情報等提供料の算定 の有無にかかわらず、報告して差し支えない。
56	患者満足度調査実施の 有無	報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対 し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査 を行った場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
57	患者満足度調査結果の 提供の有無	調査結果について、薬局において閲覧できるようにする等、公表 を行っている場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」と する。
58	入力日付	半角数字で西暦/月/日を入力。初回入力後、情報の更新等を行っ た場合は、更新日を入力。例) 1999/11/30
59	一般者診療の可否	薬局は「可」を選択する。